

議案第119号

財産（土地）の無償貸付について

次のとおり財産（土地）を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 無償貸付する財産及び数量

北上市相去町山田2番18

5,460㎡

2 無償貸付の目的

市の産業振興行政を補完する、産業業務支援施設北上オフィスプラザによる新事業創出や人材育成、研究開発等の市内企業への支援を促進し、本市の産業振興を図ろうとするものである。

3 無償貸付の相手方

北上市相去町山田2番地18

株式会社北上オフィスプラザ

代表取締役社長 及 川 義 明

4 無償貸付の期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

令和5年3月2日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

新事業創出や人材育成、研究開発等の市内企業への支援を促進するための産業業務支援施設用地として、無償で貸し付けようとするものである。